

# 大阪市指定給水装置工事事業者

## 指定の更新申請のご案内

### 【提出書類】

申請時に持参いただくもの		法人	個人	備考
「指定給水装置工事事業者指定申請書」 (様式第1号)				表面「申請者」は登記事項証明書(または住民票)の住所、裏面は事業所の住所を記入
「機械器具調書」(様式第2号)				
「指定給水装置工事事業者証交付請求書」 (様式第4号)				
「指定給水装置工事事業者指定更新時確認書」(様式第8号)				
添 付 書 類	「誓約書」(様式第3号)			
	「登記事項証明書」		-	発行日から3か月以内のもの(原本)
	「定款」		-	余白に <u>原本証明</u> と <u>代表者氏名・代表者印</u>
	「住民票の写し」	-		発行日から3か月以内のもの(原本)
	「外部研修の受講を証明する書類(受講証等)」			

交付時に持参いただくもの		法人	個人	備考
指定給水装置工事事業者証受領書				証書受領時に持参ください
指定証				証書受領時に従前の証書を持参ください

### 【手数料】

- 更新手数料 5,000円
- 証書交付手数料 500円

日程に余裕を持って  
申請しましょう



### 【交付日について】

不備なく、申請書類一式と、添付書類を提出して頂きましたら、受付日の翌月10日(土日祝の場合は翌営業日)に、交付します。

後日、ご案内する日時に指定更新通知書・証書の交付及び説明会を実施しますので、各種手数料と、「指定給水装置工事事業者証受領書」、「指定証」を持参し、大阪市水道局工務部給水課までお越しください。

## 【申請場所】

大阪市水道局工務部給水課  
 電話 06(6616)5480  
 〒559-8558  
 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟9階

郵送での受け付けも可能(有効期限日必着)ですが、書類の記入漏れや添付書類の漏れなどの不備があると受け付け致しかねます。不備などにより、受け付けが有効期限を過ぎますと**指定が失効する可能性があります**ので、早めの提出をお願いします。

## 【申請書類の記入方法】

### 1 「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第1号)

		個人	法人
表面	「申請者」欄 <sup>1</sup>	「住民票」のとおり記入する(字体も)。	「登記事項証明書」の謄本のとおり記入する。
	「役員」欄	記入不要	代表取締役から監査役までの役員全部を記入する。
	「事業の範囲」欄	所得税の確定申告書等を参照して記入する。	登記簿の謄本の「目的」欄を参照して記入する。
裏面	「事業所の名称・所在地」欄	表面の「申請者」と同じ場合でも記入する。また、給水装置工事を行おうとする事業所が複数ある場合は、その事業所も記入する。	
	「給水装置工事主任技術者の氏名・交付番号」欄	現在、選任している給水装置工事主任技術者の氏名・免状の交付番号を記入する。	

1 「申請者」は原則として代表者。

④には、法人の場合は代表者の印を、個人の場合は代表者個人の認印を押してください。

### 2 「機械器具調書」(様式第2号)

それぞれの機械器具について、必ず1種類以上記入してください。

### 3 「指定給水装置工事事業者指定更新時確認書」(様式第8号)

		備考
表面	1. 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績(過去5年以内)	受講または不受講にチェックのうえ、受講の場合は受講年月を記入して下さい。不受講の場合は不受講理由を記入して下さい。
	2. 指定給水装置工事事業者の業務内容	該当する業務内容に を記入して下さい。 1
裏面	3. 研修受講実績(過去5年以内で直近のもの)	外部研修については、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付して下さい。
	4. 給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況(1年以内)	配水管への取付け、せん孔、給水管の接合等の経験を有する者の氏名を記入して下さい。

1 大阪市水道局ホームページの[水漏れ修繕対応可能な指定給水装置工事事業者一覧]への新規掲載、変更または辞退を申込みときは、「水漏れ修繕・給水装置工事対応可能事業者のホームページへの掲載に係る要綱」による各種様式を提出してください。

各種様式のダウンロードについては大阪市水道局ホームページをご参照ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000063275.html>

# 【参考】指定の更新申請フロー図

指定給水装置工事事業者

大阪市水道局(給水課)

更新受付

申請に必要な書類の準備

水道局ATC庁舎へ書類の提出  
(来庁又は郵送でも可)

審査

申請書類の審査(申請書類は月末締切)

水道局ATC庁舎へ来庁

交付日時を水道局から連絡

更新手数料の納付

更新証書の交付(受付日の翌月10日に交付)  
4項目の確認事項に基づき必要に応じて指導

更新完了

更新完了